

令和3年横瀬町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日(木) 午前10時から10時26分

2. 開催場所 横瀬町活性化センター

3. 出席委員(13人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	1番	加藤虎三
	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
農地利用最適化推進委員	10番	武藤量司
	第1	平沼敏明
	第2	荒船敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

書記 小俣敏孝

7. 会議の概要

議長 それでは、全員の方に出席をいただいておりますので、始めたいと思います。会議規則第6条の規定による定足数に達しております。ただいまから令和3年第2回農業委員会を開会いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

10番、武藤量司委員、1番、加藤虎三委員、ご両名にお願いを申し上げます。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をさせていただきました。

日程第3、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まず、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号番号1について説明いたします。

議案第2号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑、現況は不耕作地となっており、計画面積は1,180平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに議案書に記載のとおり、秩父市在住の方であります。申請理由は、自己用住宅用地と貸資材置場で、権利の種類は所有権の移転となっております。

2枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、札所八番西善寺から東へ約150メートルのところ申請地になります。

譲受人は、秩父市内において会社を経営しておりますが、自己用住宅の建設用地とともに、会社で利用する資材置場を探していたところ、両方の条件を満たす今回の場所が取得できる見込みとなったため、申請に至ったとのことであります。

なお、今回の申請に当たりまして、もともとの2筆を合筆し、自己用住宅部分と貸資材置場部分にそれぞれ分筆し、用途が明らかになるようにして申請したとのことであります。

また、会社で利用する資材置場の取得を個人名義で行うことについては、理由書に記載のとおりで、このことについては県の担当者に確認済みであります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員さん、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第2号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る2月21日9時に、補助委員と同行しまして現地及び申請図書の確認をいたしました。今事務局の説明があったとおり、町道が走っていますが、その山側がこの申請地になりますが、随分傾斜があるのですね。もう山に続く土地でありますから。特に道路より西側、北側には畑等ありますが、周辺農地への影響は少ないと思いますので、委員皆様のご審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員8番、小泉委員さん、お願いします。

小泉委員 農業委員の8番の小泉です。

21日の9時に平沼推進委員さんと本申請の土地を見に行っただけですが、現状は申請にも書いてあるように、左にも書いてあるように、やっぱり畑として使っていないような感じです。周りは大体そういう不耕作とか山林とか、農地として活用していない場所でありました。また、隣接す

る農地等の承諾も得てありますし、排水環境も何か申請をするみたいなので、一応私としては問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 担当委員の所見を終了いたしました。ありがとうございました。
質疑に移ります。いかがでしょうか。
〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。上程中の議案第2号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第2号番号1について、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。ありがとうございました。
続きまして、ここで会議規則第11条の規定により、6番、小室委員さんの退席をお願いいたします。
〔6番小室寿徳委員退席〕

議 事 務 局 長 続きまして、議案第2号番号2について、事務局の説明をお願いします。
議案第2号番号2について説明いたします。
議案第2号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります9筆です。台帳地目は畑及び田ですが、現況は全て畑です。面積は、9筆合計で6,580平方メートルとなります。
申請地の場所ですが、2枚めくっていただき、案内図2及びその次の案内図3の中で赤色で示した場所になります。
案内図2で番号①、案内図3で番号②から⑨の場所を示しておりますが、いずれも宇根地区内にございますので、案内図上でご確認いただきたいと思います。なお、案内図に記載した①から⑨までの番号は、議案書の備考欄に記載した番号と対応しております。
議案書に戻りまして、申請人について説明いたします。譲受人は、横瀬町の観光産業振興のため活動している一般社団法人です。なお、譲渡人については、所有者、相続権者も含め9名いらっしゃいますが、後ほど各筆ごとに説明いたします。
申請理由は、案内図番号①は、芝桜開花時期の臨時駐車場への案内所及

び臨時駐車場として、案内図番号②から⑨は芝桜開花時期の臨時駐車場として利用するため、農地の一時転用をしたいとなっております。権利の種類は、9筆全て賃借権の設定となっております。

続きまして、各筆ごとに説明いたします。案内図番号①の農地は、台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は1,697平方メートルのうち392平方メートルの申請です。譲渡人は、町内在住の方、1名です。

案内図番号②の農地は、台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は1,798平方メートルです。譲渡人は、町内在住の方、1名です。

案内図番号③、④、⑤の農地は、3筆とも台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は3筆合わせて1,801平方メートルです。譲渡人は、町内在住の方と、秩父市在住の方の2名です。

案内図番号⑥と⑦の農地は、2筆とも台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は2筆合わせて1,705平方メートルです。譲渡人は、神奈川県横浜市、埼玉県川越市及び東京都武蔵野市に在住する3名です。

案内図番号⑧の農地は、台帳地目は田、現況は畑で、面積は544平方メートルです。譲渡人は、秩父市在住の方、1名です。

案内図番号⑨の農地は、台帳地目は田、現況は畑で、面積は340平方メートルです。譲渡人は、熊谷市在住の方、1名です。

ちなみに、案内図番号⑧と⑨については、隣接する雑種地と一体利用する計画となっております。

なお、今回一時転用申請した農地6,580平方メートルを加えた、臨時駐車場全体の計画面積は1万5,227平方メートルとなっております。

農地区分についてですが、案内図番号①の農地は、300メートル以内に駅、市町村役場、インターチェンジ等の施設がある農地であることから、第3種農地と判断されます。そのほかの、案内図番号②から⑨の農地については、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員さん、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第2号番号2について、担当推進委員として農地法第5条第1項規定による農

地の一時転用許可申請について申請書並びに添付書類を精査し、去る22日月曜日に小室委員と同行し、調査を9時から行いましたので、所見を述べさせていただきます。

本申請は、秩父地域観光の恒例事業で毎年実施される、羊山公園芝桜開花期から多くの観光客が見込まれるので、交通渋滞対策と臨時駐車場を9か所に設け、普通車約204台の確保と案内所を設置するために、町内の一般社団法人が譲り受け、芝桜会場に隣接する宇根地内の農地地権者9人から一括して約2か月間の賃貸借契約を締結して、一時転用するものです。

添付されている登記事項証明書、相続関係図、戸籍謄本、住民票等によれば、5筆が相続未登記農地で、4筆の農地が単独所有者であることが判明しております。また、農地法関係事務処理要綱にも示されている相続未登記農地の申請がされた場合には、真の相続人が誰であるかを確認するために相続関係説明図並びに法定相続人の戸籍謄本を提出してもらい確認すべきであるとされていますが、その書類については添付されていますので、確認できるので問題はないと考えます。

それでは、添付資料の土地利用計画図1、①の案内図から土地利用計画図2の⑨番まで随時説明させていただきます。案内図①については、299号線道路沿いの旧横瀬書店から武甲山方面に約60メートルほど進行した左側の農地の一部分に案内所のテントを設営し、車両3台の駐車場、さらに道なりに進行すると、宇根のコミュニティー広場西方に②の臨時駐車場に57台、②の南方⑧番、⑨番の臨時駐車場に34台、上宇根センターの近隣に集中して案内図③、④、⑤、⑥、⑦の臨時駐車場に110台駐車可能で、臨時駐車場として9か所の農地総面積6,580平米に車両可能台数204台の臨時駐車場として活用するために農地の一時転用申請するもので、例年どおり期間終了後は農地を耕耘して作付計画書のとおり、各地権者が実行することを期待し、また一時転用に伴う周辺農地への影響は少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

また、ちょっと付け加えさせていただきますが、議長の承諾を得られれば、この本日の審議が全て終了した後に、この議案第2号番号2について補足させていただきたいことがありますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。補足内容については、相続未登記農地の2件の判断です。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 続いて、補助委員の説明をお願いするところですが、6番の小室委員さん退席をいただいておりますので、説明を省略させていただきます。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時19分

議長 再開をいたします。

ここで質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第2号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第2号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。ありがとうございました。

小室委員さんの入室をお願いします。

〔6番小室寿徳委員復席〕

議長 6番、小室委員に報告を申し上げます。

ただいま審議いたしましたところ、議案第2号番号2につきましては、全員賛成により許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号番号3について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号番号3について説明いたします。

議案第2号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況ともに畑となっており、計画面積は670平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、町内に所在する宗教法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり、所沢市在住の方であります。申請理由は、駐車場用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

4枚めくっていただき、案内図4で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、札所五番語歌堂から北東へ約60メートルのところ申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、駐車場用地

として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の平沼推進委員さん、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第2号番号3について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る2月21日10時半に、補助委員の佐野委員、また小泉委員も同行してもらいまして、現地及び申請図書を確認しました。今の事務局からの説明があったとおりの場所です。南側は立派な畑がありまして、本当にいいところではありますが、この申請のおりしような感じがしないかなという気がします。周辺農地への影響等は特にないと思いますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、佐野委員さん、お願いします。

佐野委員 補助委員の佐野です。議案第2号の3の審議をお願いいたします。

場所は、横瀬拾参番〇〇、地目は畑670平米、譲受人〇〇、申請者は所沢市在住の方です。申請理由は、駐車場用地としての所有権移転ということです。場所は、〇〇入り口で、2月の21日10時半頃、平沼推進委員、小泉補助委員、あと譲受人と私の4人で現地を視察しました。駐車場を造るということで、掘削工事を行うということなので、隣接する農地の所有者の承諾書は必要になると思いましたが、どうしてもということで、雨水対策を善処していただけるということで説明いただきましたので、特に問題はないと思いますので、審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたしました。

続いて、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第2号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第2号番号3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。大変ありがとうございました。

(午前10時26分)